

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 2 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正す  
る規則

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成 2 3 年瀬戸市規  
則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の改正規定のうち改正後の欄中次の表の改正前の欄に掲げる規定  
を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第 3 条 法第 2 1 条の 6 の規定により行われた障 害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し被 措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の 額は、同一の月につき、被措置者が受けた<u>指定 障害福祉サービス等</u>（障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定 する<u>指定障害福祉サービス等</u>をいう。）に要し た費用（同項に規定する特定費用を除く。）か ら、同条第 3 項の規定により得た額を除いた額 とする。</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第 3 条 法第 2 1 条の 6 の規定により行われた障 害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し被 措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の 額は、同一の月につき、被措置者が受けた<u>指定 障害者福祉サービス等</u>（障害者自立支援法（平 成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規 定する<u>指定障害者福祉サービス等</u>をいう。）に 要した費用（同項に規定する特定費用を除 く。）から、同条第 3 項の規定により得た額を 除いた額とする。</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。